

令和8年門真市教育委員会第2回定例会

開催日時 令和8年2月20日（金）午後1時30分

開催場所 本館2階 大会議室

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第4号 門真市教育振興基本計画の策定について
- 日程第4 議案第5号 文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術推進基本計画の中間見直しに伴う意見聴取について
- 日程第5 議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第6 議案第7号 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正の申出について
- 日程第7 議案第8号 令和7年度教育費補正予算の見積り申出について
- 日程第8 議案第9号 令和8年度教育費当初予算の見積り申出について
- 日程第9 議案第10号 令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校教職員研修の基本方針の策定について
- 日程第10 諸報告
- 日程第11 議案第11号 令和8年門真市議会議案第18号「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席委員

教育長	八木下 理香子
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	峯松 大輔
教育部次長	大倉 善充
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	十河 大輔
教育部教育企画課長	渡辺 廣大
教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事	
兼 教育センター長	岡田 和樹
教育部学校教育課参事	石黒 亜矢子
市民文化部生涯学習課長	
兼 門真市立北島図書館参事	清水 順子
こども部保育幼稚園課長	竹田 晶則

八木下教育長 開会宣告 午後 1 時30分

日程第 1 会議録署名委員の指名

八木下教育長より 服部 雅俊 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第 4 号 門真市教育振興基本計画の策定について
説明者 渡辺教育企画課長

議案書の 1 ページを御覧ください。本件は教育基本法第17条第 2 項に基づく地方公共団体における教育の振興のための基本的な計画として、本市の教育を取り巻く現状を踏まえた今後 5 年間の中長期的な目標や基本的な方向性を明らかにするものとして策定

をするものでございます。

まず本計画案につき広く市民の意見を募集するために実施いたしましたパブリックコメントの結果について御報告をいたします。

議案書2ページ、門真市教育振興基本計画2026素案に対する意見募集結果を御覧願います。意見募集の期間は令和7年12月19日金曜日から令和8年1月20日火曜日とし、受付をいたしました意見は1件でございました。意見の概要と意見に対する市の考え方は、3ページから5ページに掲載をしております。ページ左側に意見の概要、右側に意見に対する市の考え方を表示しております。意見の概要といたしまして、計画の範囲がなぜ義務教育の9年間のみなのか、家庭教育は幼児教育、社会教育、生涯学習図書館、大人の学習等についても計画の中に盛り込む必要があるのではという意見でした。市の考え方の概要といたしましては、本市教育委員会事務局が所管する範囲や本計画の位置づけについて改めて考え方を示すとともに、関連する部局と密に連携を図りながら、様々な施策を推進することについて記載をしております。意見で頂きました内容につきましては、計画案についても同じ趣旨でございますので、意見を受けての修正の計画の修正はしておりません。

次に計画案につきまして、議案第4号資料、門真市教育振興基本計画2026案を御覧願います。計画の案につきましては、計画案の内容につきましては、令和7年第12回定例会にて御説明をさせていただきましてとおりでございます。計画の策定にあたりましては、令和7年7月以降、学識経験者、保護者の代表、私立学校長、教頭で構成されます門真市教育振興基本計画策定委員会を合計4回開催し、計画の内容について熱心に御議論を頂きました。議論の結果を踏まえて、先日、第4回会議におきまして答申を頂きました。答申書につきましては議案書6ページに掲載をしております。

以上の経過を踏まえ、このたび門真市教育振興基本計画を成案とし、本教育委員会定例会に議案として上程をさせていただくものでございます。

八木下教育長： 説明はおわりました。本件に対する質疑はありませんか。

満永委員： パブリックコメントに対して丁寧に回答していただいております。質疑というか意見ですけれども、議案書の4ペ

ージの真ん中右のあたりに、大人の学ぶ姿勢を子供たちに示すことについては、学び続ける教師の姿が児童生徒にとって重要なロールモデルの一つとなると捉えておりますという表現があるのですが、これには非常に大賛成というか、非常にすばらしいことを書いていただいたと思います。以上です。

[全委員異議なく可決]

日程第4

議案第5号 文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術推進基本計画の中間見直しに伴う意見聴取について

説明者 十河教育総務課長

ただいまご上程賜りました議案第5号文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく門真市文化芸術推進基本計画の中間見直しに伴う意見聴取についてご説明申し上げます。

本件につきましては、市長に権限が移管されている文化に関することではございますが、特定地方公共団体の長が、地方文化芸術推進基本計画を定め、またはこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないと規定された、文化芸術基本法第7条の2第2号により、市長より意見聴取があったため、お諮りするものでございます。

計画の内容につきましては、市民文化部生涯学習課長よりご説明させていただきます。

八木下教育長： それでは、門真市教育委員会会議規則21条第2項に基づき、市民文化部生涯学習課長に出席していただいておりますので、説明お願いいたします。

清水生涯学習課長： 門真市文化芸術推進基本計画改定版につきまして、ご説明申し上げます。まず初めに、第1章、資料4ページをご覧ください。
1. 中間見直し趣旨であります。本計画は、誰もが文化芸術を身近にふれることができ、文化芸術があふれるまちの実現のため「協働・共創」をキーコンセプトとし、令和3年3月に策定し、令和

3年度から12年度の10年間を計画期間としており、今年度末で5か年が経過することから、中間見直しを行うものであります。中間見直しの方法につきましては、これまで、市民アンケート調査を実施、庁内検討委員会および文化芸術審議会を開催し、議論し、1月にはパブリックコメントを実施いたしました。基本的な見直しの考え方につきましては、今回の見直しは、計画の中間年における進捗状況の確認と中間評価を行うものであるため、計画の視点や体形、基本施策の柱などは原則として引き続き継承しております。

続きまして、2. 計画策定後の主な動向といたしまして、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、国民に対して活動自粛が要請されているなかで、特に文化芸術の分野においては、イベントの中止や延期など甚大な影響を受けました。そのような状況下においても、市民を中心に活動するパイロットプロジェクトが始動し、KADOMA ART FESが開催されたこと、そして関西フィルと市が協定を締結し、様々な取組を行ってきたことを記載しています。

続きまして、第2章、文化芸術の現状と課題です。6ページをご覧ください。1. 市民アンケート調査の概要ですが、調査方法としまして、紙調査及びWEB調査を実施いたしました。実施期間は、6月20日から7月31日であります。ルミエールホールでのイベントにおける配布や市内の高校生に対し調査を実施し、有効回収数は2,079件であります。

次に、2. 市民アンケート調査結果から見えた現状です。今回のアンケート結果により見えた、本市の状況を記載しております。また、若年層の特徴や傾向を把握し、今後の取り組みを検討するため、回答者全体と10代の比較を行いながら課題の整理を行っております。調査結果から見えた現状として、3つに整理しております。

1つ目が、誰もが気軽に文化芸術にふれられる環境づくりです。ホールや映画館などにおいて、文化芸術分野の鑑賞を行ったと回答した人の割合が63%、鑑賞していないと回答した人の割合が27.3%となっています。鑑賞したと答えた人に対し、満足度の向上を図るとともに、文化芸術の鑑賞に関心がない人に対して、関心を喚起するための取組を検討する必要があります。また、南部地域におけるイベントやアウトリーチの実施、障がいのある人も含めた誰もが気軽に文化芸術活動を実施し、鑑賞できる環境づく

りが重要としております。

2つ目が、情報発信の充実です。市民アンケート調査において、市の文化芸術活動が活発になったと思う人が約40%、活発になったと思わない人が55%となっています。活発になったと思わないと答えた人の文化芸術活動を行っていない理由として、文化活動にあまり関心がない、時間的余裕がないに次いで、活動に関する情報が少ないが、多く挙げられました。こうした結果を踏まえ、関西フィルハーモニー管弦楽団との連携や、ルミエールホールなど文化芸術にかかる情報発信を充実させる必要があります。

3つ目が、若年層に向けた取組の実施です。市民アンケート調査の結果から、10代以下において文化技術活動をしていない理由として、文化芸術に関心がないと答えた人が60%と多いことがわかりました。文化芸術団体や教育委員会と連携し、幼少期から10代にかけて文化的資源や文化芸術活動を知り、ふれる機会を拡充する必要があります。

次に 8 ページ、3. 施策や事業の実施状況です。本計画では、基本方針の4本の柱に基づき様々な取り組みを行ってきました。柱1、市民の文化活動の活性化、柱2、魅力的な文化芸術活動の充実と文化的な資本の蓄積、柱3、市民の情報発信力強化によるシティプロモーションの推進、柱4、協働・共創の場と機会づくりとしており、それぞれに、これまでの主な取り組みや、現状と課題を記載しております。教育委員会に係る内容としましては、柱1のこれまでの取組事例といたしまして、関西フィルハーモニー管弦楽団による中学生音楽会をルミエールにて実施、同じく関西フィルハーモニー管弦楽団による小学校4年生を対象としたアウトリーチの実施などです。柱2では、これまでの取り組みとして、弁天池公園やクリーンセンターなどにおいて、市内中高生による壁画アート制作を行いました。また、これまで実施しているイベントや団体の活動の写真を下部に掲載しております。

12ページをご覧ください。取り組むべき課題として、魅力、価値、交流の3つの課題を設定しております。この課題につきましては、当初の計画で設定した課題であり、まだ十分に解決し、改善されていないことから、今後もこの課題を解決するための取り組みを進めてまいります。その他、コラムとして、関西フィルハーモニー管弦楽団との連携や、大阪・関西万博での取組を紹介するために写真等を掲載しております。

次に3章 施策の展開です。16ページをご覧ください。1. 計画の体系を示しております。今回の見直しでは、計画の視点、体系、基本方針、基本施策については、当初の計画を踏襲し、進捗状況や市民アンケート結果を踏まえ、今後5年間で実施していく具体的な取り組みについて見直しを行っています。

17ページから、18ページにかけて、2. 具体的な取組の例を記載しております。今回の変更した内容としましては、現在実施している内容を記載していること、これまでの表現について、より、具体的にわかりやく記載した、というのが主な変更点であります。

例えば、17ページの柱1、基本施策の4つ目、学校教育での文化芸術活動の推進においてでは、学校における文化芸術教育の充実とは、小学校の授業における歴史資料館の見学を想定しております。また、学校支援団体と連携した昔遊び・伝承遊びなどのイベントのように、イベントの内容を具体的に記載したり、関西フィルハーモニー管弦楽団と具体的な団体名を記載しております。

柱2では、基本施策の4つ目、活動場所となる施設や機会の整備において、コーラスやだんじりなどの文化団体に小中学校の空き教室を貸出しております。また、18ページの柱4の基本施策4つ目、事業者の文化芸術活動への参加促進では、部活動の地域展開により結成された中学生吹奏楽団を支援する企業を募集し、PRする、部活動地域移行応援企業等登録制度について触れています。

続いて、19ページ、3. 計画の進行管理です。本計画を推進していくため、毎年実施している門真市文化芸術推進審議会において、取り組みの状況を報告し、計画の進行状況の確認を行います。また、最終年度である令和12年度において今回と同様のアンケート調査を実施し、進捗状況の把握、各取り組みの検証評価を行います。次回のアンケートでは、3つの成果指標を掲げました。門真市の文化芸術活動が活発になったと思う人の割合を増やすなど、それぞれの指標の増加、減少を目指します。

20ページには、令和3年度より、市民が中心となって進めているパイロットプロジェクトのあゆみや、パイロットプロジェクトに参加されている方々の声を掲載しています。

22ページには、今後開館する文化創造図書館KADOMADOと中塚荘にリニューアルする歴史資料館のコラムを掲載しています。文化創造図書館KADOMADOは図書館を中心とした市民

の文化・学習活動と地域活性化を推進する施設であり、子どもたちのさまざまな学びを支援する、テックラボやクラフトラボなどがあります。新たな歴史資料館には、盾持人埴輪の等身大レプリカや土器の立体パズル、プロジェクションマッピングなど、資料館に「来て・見て・触れる」ことができる工夫がたくさんありますので、小学校の授業でぜひ、新しい歴史資料館の見学をお楽しみいただけたらと思っております。

第4章は、資料編といたしまして、24ページから29ページにかけて、アンケートの結果の抜粋を掲載しております。30ページに中間見直しの過程、31ページに審議会、検討委員会名簿を掲載しています。

八木下教育長： 説明は終わりました。本件に対する質疑又はご意見はありませんか。

澤田委員： これを見せていただきまして、非常にわかりやすく、見やすく丁寧に作成されていて、非常に良い冊子が出来上がったというふうに感じています。やはり、市の活性化には、文化事業の振興が非常に大切なもので不可欠なものだと思っているんですけども、できればこういった内容のことを、学校現場のほうには、さらに周知していただいて、学校との連携を深めていただくことでもっと取組が広がっていく可能性があるのではないかなと感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

八木下教育長： 他にご意見はありますか。

私からもよろしいですか。今、国が示している部活動改革の方向性も踏まえて、部活動の地域展開に向けて、本市でも取組を進めているところです。取組を進めるにあたって、まずは今ある学校の部活動を地域の活動として移行していくところからスタートしたのですが、国が示している改革の理念を踏まえると、子どもたちが地域でスポーツや文化芸術活動などの様々な活動に取り組める環境を整えることが大切で、その意味では、今ある地域の文化芸術団体の活動の中に、子どもたちが参加していくという形も検討していく必要があるのではないかなというふうに考えています。

今回、計画策定にあたってのアンケート調査結果でも、10代以

下の若い世代で文化芸術に関心がないという人の割合が高くて、10代以下の世代に向けて、文化芸術活動に触れる機会を拡充していく必要があるというお話も先程ありました。文化芸術団体の中には、高齢化が進んで、今後の担い手不足という課題を抱えている団体もあるというふうに聞いていますので、この部活動地域展開の動きは、若い世代が活動に参加するきっかけとなる、大きなチャンスにもなり得るのではないかなというふうに思っています。国のガイドラインの中でも、各地域のスポーツ・文化芸術に関する施策を総合的に推進する中に部活動改革も位置づけて取り組む視点についても記載をされていますので、今回の計画の中にもそういった視点を盛り込んでいただくといいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

清水生涯学習課長： 中学校の部活動の地域展開につきましては、生涯学習課も教育委員会と連携して進めさせていただいているところでありまして、教育長のおっしゃる国の動向等も把握しているところでございます。

教育長のご意見等も踏まえまして、今後、検討させていただきたいと思っております。また、澤田委員からのご意見にもありましたように、引き続き学校と連携をさせていただきたいと思っております。

八木下教育長： ほかに何かありますか。

満永委員： ありがとうございます。そういうふうに部活動についても検討していただくと非常にありがたいことだと思います。教育長がおっしゃったように、今、教育長のおっしゃる視点についても、町の活性化には文化芸術は必要だと、書かれていますね。そして、クリエイティブシティ門真を目指すということが書かれている中で、1つの大きな視点になると思うのです。ぜひとも前向きに検討していただければというふうに思います。それから話は少し変わるのですが、文化活動が活発になったと思わない人が55%というのは若干残念だなという気がしまして、この数値を上げることを目標にされていますね。その際、1つはやはり、子どもたちや若い人達に文化芸術活動に触れさせるということが非常に大事だと思うのです。

私の体験でいうと、3年前に砂子小学校に勤務しているときに、4年生に関西フィルの方々が、弦楽四重奏だったかな、音楽室で色々させてくれました。実際にバイオリンを弾かせてくれたりとかね。そういうことをさせてくれて子どもたちが非常に喜んでいて、自分たちで色んな調べる中で、オーケストラの動画を調べたりするような子もでてきましたから。現在、関西フィルがせっかく門真を活動拠点にしていますから、これは大きなインセンティブだと思うんですね。なので、これももっと大きく周知して、PRをしていただかないなと思います。

さらに、5月にKADOMADOができると、歴史資料館も今工事をしている最中で、今後新しくなりますので、クリエイティブシティ門真を目指す中で、今年は大きな節目になるのかなと思っています。なので、この計画をもとにPR等も一層、活発にやっていたらというふうに思います。以上よろしくお願ひします。

八木下教育長： 他にありますでしょうか。よろしいですか。

では、ただいま出されました意見について、後日事務局にて要約をし、回答書という形で市長に提出したいと思っておりますけれども、これにご異議ございませんか。

[全員異議なく可決]

八木下教育長： よって議案第5号は、意見を付して市長に回答することと決しました。

日程第5

議案第6号 門真市附属機関に関する条例の一部改正の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、(仮称)門真市立第五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会を廃止することに伴い、所要の改正を行うものであります。議案書10ページをご覧ください。改正内容といたしましては、別表に定める教育委員会の附属機関において、事業者の選定が終了したことから、「(仮称)門真市立第

五中学校区小学校基本設計等業務委託事業者選定委員会」の項を、削除するものであります。なお、附則第1項として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、本条例の改正に伴い、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」の一部改正として、別表の「同選定委員会委員」の項も削除するものであります。

[全員異議なく可決]

日程第6

議案第7号 門真市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の一部改正の申出について

説明者 十河教育総務課長

本件につきましては、国による学校給食費の抜本的な負担軽減の実施に伴い、学校給食費無償化の対象児童を拡大するにつき、所要の改正を行うものであります。

議案書12ページをご覧ください。改正内容といたしまして、現在実施しております本市独自の学校給食費無償化施策におきまして、本条例第4条第2項において生活保護に基づく教育扶助をはじめ就学援助又は特別支援教育就学奨励費を受ける児童生徒については、その保護者から給食費を徴収すると規定しております。これを、8年度から開始される国の小学校給食費無償化施策の実施に合わせて、就学援助における準要保護及び特別支援教育就学奨励費を受ける児童の給食費について、当該国施策の対象とするため、徴収する対象を第4条第2項第2号において、就学援助を受ける児童生徒の内から、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める者、いわゆる準要保護の児童を除くとともに、同条同項第3号において特別支援教育就学奨励費を受ける者から児童を除き生徒のみに改正するものであります。

なお、附則第1項として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものとし、附則第2項として、第4条第2項の規定は、本条例の施行日以降に実施する給食費について適用するものとしております。

[全員異議なく可決]

日程第 7

議案第 8 号 令和 7 年度教育費補正予算の見積り申出について
説明者 十河教育総務課長

はじめに、歳入のご説明をいたします。議案書14ページをご覧ください。款：国庫支出金 項：国庫補助金 目：教育費国庫補助金 1 億8,751万 1 千円の追加及び、款：市債、項：市債、目：教育債 1 億8,750万円の減額は、社会資本整備総合交付金の内示に伴い、当該事業の財源構成を変更するものであります。

続いて、15ページをご覧ください。債務負担行為についてであります。(仮称) 門真市立統合中学校整備 P F I 事業(令和 8 年度維持管理費改定分) 64万 9 千円の追加につきましては、門真はすはな中学校維持管理業務委託料について、日本銀行調査統計局発表の「企業向けサービス価格指数」における改訂率が契約書に定める基準値を超えたため、委託料増額分の債務負担行為を追加するものであります。

[全員異議なく可決]

日程第 8

議案第 9 号 令和 8 年度教育費当初予算の見積り申出について
説明者 水野教育部長

まず、教育関係予算の歳出の概略につきまして、ご説明いたします。なお、本教育関係予算には、市長部局へ補助執行しております。幼稚園関係、社会教育関係の予算も含んでおります。令和 8 年度当初予算は対前年度33億4,503万 8 千円の減額で、88億5,225万 9 千円となっております。また、歳入につきましても、対前年度34億9,213万 6 千円減額の58億6,915万 7 千円となっております。

それでは、令和 8 年度の教育費当初予算の内容につきまして、議案書18ページから19ページの歳出をご覧ください。まず、18ページの 1 項、教育総務費に関しまして、1 目、教育委員会費は、委員会定例会等を運営する事業等に係る経費を計上しております。2 目、事務局費は、学校適正配置推進事業、教育の I C T 環境整

備事業、G I G Aスクール構想推進事業、いじめ防止対策事業等に係る経費を計上いたしております。3目、教育振興費は、探求的な学び推進事業、学校運営協議会、コミュニティスクール設置推進事業、部活動地域展開推進事業、チーム学校支援体制充実事業等に係る経費を計上しております。4目、人権教育推進費は、人権教育推進支援事業に係る経費を計上しております。5目、教育センター費は、教職員研修事業に係る経費を計上しております。

次に、2項、学校費の1目、学校管理費は、小学校施設整備事業、水泳授業民間活力導入検討事業等に係る経費を計上しております。

次に、19ページをご覧ください。3項、中学校費の1目、学校管理費につきましては、概ね小学校費と同様の事業を計上しております。2目、学校建設費につきましては、門真はすはな中学校施設建設費の割賦払金となっております。

次に、4項、社会教育費の1目、社会教育総務費につきましては、学校施設開放事業等に係る経費を計上しております。2目、青少年費は、青少年育成団体等支援事業、二十歳のつどい事業、地域学校協働本部事業に係る経費を計上しております。次に、5項、保健体育費の1目 保健体育総務費につきましては、学校保健事業、給食運営事業、学校体育施設開放事業等に係る経費を計上しております。

続きまして、歳入についてであります。17ページをご覧ください。1項、負担金の1目、教育費負担金は、給食費負担金等を計上しております。

2項、使用料の1目 教育使用料は、学校施設設備使用料等を計上しております。

3項、国庫補助金の1目、教育費国庫補助金は、公立学校施設整備費負担金等を計上しております。

4項、府補助金の1目、民生費府補助金は、子どもの貧困緊急対策事業費補助金を計上しております。2目、教育費府補助金は、部活動の地域展開・地域クラブ活動推進事業補助金、給食費負担軽減交付金等を計上しております。

5項、基金繰入金の1目、教育振興基金繰入金は、学校適正配置推進事業に充当するための教育振興基金の繰入金を計上しております。

6項、雑入の1目 雑入は、賠償保険金等を計上しております。

7項、市債1目、教育債は、各小・中学校屋内運動場空調設備設置工事事業債、新統合学校整備事業債等を計上しております。

続きまして、債務負担行為についてでございます。20ページから21ページをご覧ください。(仮称)新統合小学校他整備工事等、全13件について、それぞれ、期間及び限度額を定めるものであります。

[全員異議なく可決]

日程第9

議案第10号 令和8年度門真市教育委員会小・中・義務教育学校
教職員研修の基本方針の策定について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書23ページからをご覧ください。まず1点目、大阪府教員等研修計画に基づき、教職員の5つのキャリアステージのうち、初任期、ミドルリーダー発展期、ミドルリーダー深化期、キャリア成熟期に応じて必要な資質を育成する研修を実施いたします。特に、キャリア成熟期にあたる管理職研修につきましては、学校経営や組織マネジメントをテーマとして実施いたします。

2点目、多様な背景や特性をもつ子どもたちが通う学校現場において、誰一人取り残さない授業づくりや支援の在り方に関する研修を行います。また、すべての子どもたちの命を守るため、教職員が子どもの課題やSOSに気づき、適切に対応できるようにする研修を実施します。さらに、次期学習指導要領の改訂を見据え、学校組織やカリキュラム・マネジメント力の強化に向けた研修にも取り組みます。

3点目は、令和の日本型学校教育の推進を踏まえ、すべての子どもたちの可能性を最大限に引き出すため、各校における子ども主体の学びと、探究的な学びを、柱とした授業改善を支援する研修を引き続き実施いたします。子どもの学びと教職員の学びは相似形であるという理念のもと、教職員の主体性を尊重し、対話を中心とした研修への転換を今後も図るとともに、来年度は特に、初任期の教員を対象とした授業づくり研修等に取り組みます

満永委員： 来年度の研修で、特に初任者研修を重視するということが、

いろいろと授業を見せていただいた際に感じるのは授業の指導案や略案ですね、教材観、児童観、指導観であったりを、初任者のうちに、きちんと指導していただければなと思います。以上です。

澤田委員： 今年も非常に感じたことなんですけれども、学校としてこういうふうになってほしい、あるいはこういう教員になってほしいという、希望を出すからには、やはりそれに応じた研修を打つことの大切さというのが非常に大きいと思うのです。そういった意味では、今年は、実態に応じたあるいは課題に応じた研修の機会をたくさん持っていただいたことは非常に大きかったと思います。やはり、こういうふうにしたいというだけでは人は育たないと思いますので、今後も、実態に応じた研修の機会を持っていただくということをお願いできればと思います。よろしくお願いします。

[全員異議なく可決]

八木下教育長： 次に本来なら、日程第10の「諸報告」ですが、告示後に急施を要する案件がありましたので、日程第11を追加し先に審議してよろしいか。

[全員異議なく可決]

日程第11

議案第11号 令和8年門真市議会議案第18号「門真市立歴史資料館条例の一部改正について」中、「門真市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正」に関する意見聴取について

説明者 十河教育総務課長

追加の議案書1ページを御覧願います。本件につきましては、門真市立歴史資料館条例の一部改正を門真市議会が議決するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づき、市議会議長から意見聴取があったため同意する旨の回答を行うものでございます。議案書5ページを御覧願います。

附則の3において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定により、市長が管理し及び執行する教育に関する事務のうち、門真市立歴史資料館の名称を門真市立門真歴史ミュージアムに改めることとしております。なお附則といたしまして施行日を規則で定める日といたしております。

[全員異議なく可決]

日程第10

諸報告

八木下教育長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった

番号1 門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

報告者 向井学校教育課参事

まず、本計画の策定に至る経緯についてご説明いたします。現在、教師がその専門性を十分に発揮し、子どもたちに全力で向き合えるようにするため、働き方改革が全国的に強く推進されており、その流れの中で、国において令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」、いわゆる給特法等一部改正法が成立いたしました。それに伴い、服務監督する教育委員会に対しては、文部科学省の指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した上で総合教育会議に報告し、首長部局と連携することが義務付けられました。従いまして、本市においても、当該指針に基づいて「門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定いたしました。

次に、本計画の内容についてご説明いたします。諸報告資料をご覧ください。諸報告資料のページ番号ではなく計画のページ番号でご説明いたします。1ページ目次をご覧ください。本計画は、5つの項目で構成されております。次に2ページ、1、計画の趣旨と現状についてであります。(1)計画の趣旨については、教職

員の長時間労働の常態化等の課題を踏まえた上で、教育委員会と学校現場の連携により、教職員が健康で、やりがいや誇りを持って教育活動に取り組める環境整備を行い、教育の質の向上を図ることを計画の趣旨として記載しております。次に、(2)本市の現状として、これまで教育委員会が各学校と連携しながら取り組んできた業務改善の内容を記載するとともに、3ページにはその取組の成果として、令和3年度から6年度までの本市の平均時間外在校等時間の推移等を示しております。次の4ページには小・中学校ともに確実に改善傾向が見られ、小学校では6年度時点で年間平均が月30時間を下回っていること等を成果として挙げております。一方、中学校では改善傾向が小学校より緩やかであり、6年度時点でも年間平均が45時間を超えている状況となっていること、月平均45時間超えの教員の割合が中学校で非常に高いことなどを課題として挙げており、休日の部活動指導や、生徒指導対応等にかかる負担等が要因として考えられる旨を記載しております。

次に、5ページ、2の目標をご覧ください。(1)在校等時間に関する目標として、1年間における時間外在校等時間の1ヶ月平均時間を30時間程度とし、あわせて1ヶ月時間外在校等時間時間が45時間以下の割合を100%にすることを目標として設定しております。また、(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標としては、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を15%まで減少させることとし、あわせて、門真市学校教育診断における教職員アンケートの「働き方改革」と「やりがい」に関わる2つの項目の結果を、それぞれ80%、85%まで向上させることを目標として設定しております。

その下、3の計画の期間につきましては、令和8年度から令和11年度の4年間とし、毎年度において計画の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すことを記載しております。

続いて、次のページの、4実施する業務量管理・健康確保措置の内容についてご説明いたします。(1)では、文部科学省指針で示されている「業務の3分類」を踏まえて記載しております。イでは、原則として学校以外が担うべき業務として、5点を挙げており、それぞれの項目で本市として取り組む内容を記載しております。

次に、ロの、教師以外が積極的に参画すべき業務として、ここでも5点を挙げており、水泳授業の民間活力導入、中学校部活動

の地域展開等、本市として推進して取り組んでいく内容を記載しております。

次に、ハの教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として2点挙げており、サポートスタッフや各種システムの活用による負担軽減、様々な支援人材の活用や連携体制構築等について記載しております。

次のページをご覧ください。(2) 学校における措置の推進については8点挙げており、教育課程編成への助言や情報提供、各校での行事や活動の精選等の推進、既に整備されているICT環境を生かした効率化の推進、勤務時間外の電話対応が不要となる環境整備等について記載しております。あわせて、各校において本計画を踏まえた学校運営方針を確立し、校内体制を整えて組織的に業務改善を推進することについても明記しております。これまでも組織的な業務改善は各校で積極的に進めておりますが、今後は本計画の内容を学校運営方針へ反映することを義務付けるものとなっております。

続いて、(3)の学校への人的支援体制の充実として、ここでは2点をあげております。すでに実施している学校サポートスタッフの全校配置の継続に加え、来年度以降の新たな取組として、中学校への業務補助支援人材の拡充について検討することを記載しております。

続いて9ページをご覧ください。(4)の教職員の健康及び福祉の確保に関する取組として、時間外在校等時間が月100時間、または連続して80時間を超えた教職員に対し、医師による面接指導を全面実施するとともに、最終対応時間を設定することによって勤務時間インターバルを確保していくことを記載しております。こちらも現在は未実施であり、来年度から新たに取り組むものとなります。また、ストレスチェックの実施と相談体制の構築、閉庁日の設定と拡大による休暇取得推進も併せて記載しております。

最後に10ページは、5、関連する取組み、今後のフォローアップについてでございます。計画の実行性を確保するため、毎年度の公表や報告の在り方、目標達成状況の把握、学校状況の把握と学校への支援や連携、地域・保護者等への理解促進や連携等について記載しております。以上が計画の内容についてのご説明でございます。

今後は本計画に基づき、教職員ら、健康でやりがいや誇りをも

って教育活動に取り組める教育環境の一層の充実を図り、引き続き、学校現場と連携して積極的に取り組んでまいります。

なお、諸報告資料の12ページから19ページにつきましては、本計画策定の根拠となっている文部科学省指針の概要を抜粋したものとなっております。

番号2 令和8年度当初教職員数の見通し等について
報告者 向井学校教育課参事

令和8年度当初の教職員数等の見通しにつきまして、現時点の状況について口頭にて御報告申し上げます。

まず、現時点における教職員数の算定基礎となる学級数についてですが、小学校につきましては、通常学級が現在の140学級から8学級減となる132学級を見込んでおります。支援学級については、今年度の学級数から4学級減となる63学級を見込んでおります。教職員数は加配等も含め9名の減少を見込んでおります。

中学校につきましては、通常学級は現在と同数の62学級を見込んでおります。支援学級については、4学級増となる30学級を見込んでおります。教職員数については、加配等も含め8名の増加を見込んでおります。

続きまして、教職員の過欠員の状況についてですが、小学校におきましては、今年度の定数内講師の退職が31名、普通退職が4名、以上により退職予定者が35名となっております。なお、新規採用教員については小中いきいき枠採用を含め14名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で16名の任用を予定しております。

中学校につきましては、定数内講師の退職が45名、普通退職が1名、以上により退職予定者が46名となっております。新規採用教員については18名の配置予定となっており、その他の要因を含め、欠員補充講師については、現時点で39名の任用を予定しております。

なお、現時点では、教員の様々な加配等については未確定であり、また児童生徒数についても、転入・転出等で毎日のように変動している状況で、今後の動きによって、学級数、教員数が変わってまいります。学級数確定が不確定となっている学年もあります。

すので、引き続き調査を実施し、児童生徒数の精査に努め、3月中旬には学級数を確定し、人事異動事務を行う予定としております。それに合わせて、講師の確保にも努めてまいります。

次回、3月の教育委員会におきましては、教職員人事もほぼ確定していると考えられますので、教職員人事異動の概要につきまして、資料を作成の上、再度報告させていただく予定でございます。

—すべての報告が終了—

八木下教育長 閉会宣言 午後2時24分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 八木下 理香子

署名委員 服部 雅俊